

9

重点整備地区における整備目標

9.1 実施すべき特定事業等の概要

(1) 実施すべき特定事業等の概要

本地区の重点整備地区における実施すべき特定事業等は、以下のように設定します。

ハード面でのバリアフリー

【特定事業】	【その他の事業】
<p>バリアフリー法に基づき本構想では完了（短期）・中期・長期の目標を掲げ、事業を推進するものです。</p> <ul style="list-style-type: none">公共交通特定事業道路特定事業都市公園特定事業建築物特定事業交通安全特定事業 など	<p>生活関連施設、生活関連経路に関する特定事業以外の事業で、特定事業とともに実施するその他の事業です。</p> <ul style="list-style-type: none">歩行者スペースの明示化電柱などの移設音声案内、誘導設備社員研修、教育訓練の推進その他 など

ソフト面でのバリアフリー

【ソフト事業】

施設の整備（ハード事業）を有効に活用し、ソフト面から効果的にバリアフリー化を実現しようとするものです。

- 心のバリアフリーの推進
- バリアフリー情報の提供
- 歩道へのはみ出し駐車、迷惑駐輪、路上看板などへの対策 など

(2) 特定事業について

特定事業とは、基本構想における生活関連施設、生活関連経路などのバリアフリー化を実現化するためのものです。

基本構想に特定事業を定めた場合、その特定事業を実施すべき者には、バリアフリー法第28条～第36条の規定により、特定事業計画の作成とこれに基づく事業実施の義務が課せられます（整備時期が具体的に決定していないものであっても、特定事業実施の義務が課せられます）。

「整備方針」では、重点整備地区の望ましい将来像の実現に向けた姿を示します。

また実施すべき事業については、実施時期を以下のとおり完了（短期）・中期・長期に分けて整理するとともに、各事業者の取り組み内容を明確にします。

(3) 整備目標について

重点整備地区において取り組む特定事業の目標とする整備時期については、財政状況や用地買収、工事施工の難易度などを考慮しながら、以下のとおりとします。本構想の見直し時に整備が完了しているものについては、完了（短期）と表記します。

なお、地権者などとの調整や財政状況などにより、整備時期が前後することがあります。

完了（短期）	平成30年度までに整備が完了したもの
中期	5年（平成30年度～令和4年度）
長期	5年以上（令和5年度以降）